

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画の変更命令等
根拠条例・規則名		ダイオキシン類対策特別措置法
条 項		第 1 5 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話: 048-829-1330)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	届出の内容が法第 8 条第 1 項の排出基準を満たさないと認められるとき。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		